尾張西部ごみ処理広域化事業に係る

# 新ごみ処理施設建設について



一宮市環境センター

一　宮　市

1

# 事業計画の概要

# 2 なぜ建設が必要なのか？

## 既存施設は老朽化しており、延命化には限界がある。

新ごみ処理施設の供用開始を目指す、2034（R16）年度において、一宮市は稼働開始から36年、稲沢市は34年経過することとなるため、安定したごみ処理を推進するためには新ごみ処理施設の建設が必要です。

※ごみ焼却施設の寿命は約20年で、適切な維持管理と大規模改修を行えば、35年程度まで延命できます。

・一宮市のごみ焼却施設は1998（H10）年度稼働開始で、2014（H26）～2017（H29）に、2032（R14）までの安定稼働をめざす大規模改修を実施しました。

・稲沢市のごみ焼却施設は2000（H12）年度稼働開始で、2013（H25）～2015（H27）に、2030（R12）までの安定稼働をめざす大規模改修を実施しました。

## 脱炭素化の推進

最新の省エネ設備を導入し、脱炭素化を推進することがもとめられている。

## 災害に強い処理体制の確立

近年の災害増加を踏まえ、災害時にもごみ処理が止まらない強靭な施設がもとめられている。

# 3 なぜ稲沢市との広域化なのか？

## コスト削減と環境負荷の低減

一宮市と稲沢市が1つの施設を共同利用し、加えてごみの減量に伴い、コンパクトかつ効率的な施設とすることで、建設費・維持管理費の削減が可能となります。
さらに、最新設備の導入により効率的な排ガス処理や$CO_2$の削減を行えます。

## 国・県が広域化を推進

国（環境省）は2019（令和元）年に「ごみ処理の広域化・集約化」を全国自治体に通知しており、愛知県も「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画　2021（R3）年11月」においてごみ処理の広域化・集約化を推進しています。

## 両市の既存施設が老朽化している

一宮市、稲沢市とも、施設は35年程度経過し、老朽化しており更新時期となっています。

# 4 建設候補地決定の経緯

## 建設候補地選定フロー

【両市の全域を対象に公有地及び空地を抽出】
一宮市内：11か所　稲沢市内：9か所

⇩ 20か所

【一次選定】
面積条件：4ha以上
法令規制：史跡・名勝・天然記念物・有形文化財・河川区域を除外

⇩ 12か所（一宮市：8か所　稲沢市：4か所）

【二次選定】
比較評価項目に基づく適正評価

⇩ 2か所（一宮市：2か所）

【三次選定】
新ごみ処理施設を整備する場合のメリット及びデメリットを整理
○新たに用地の取得が不要
○既存インフラ（電気、水道等）の有無
○周辺環境の状況（学校や病院等がないことなど）
○事業スケジュール

**優位性のある一宮市環境センターの敷地内を建設候補地に選定**

一宮市環境センター　5.5ha



旧一宮高等技術専門校跡地　4.0ha



# 5 本事業の内容

## 対象事業の種類

### ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業

【処理施設（予定）】

| 処理施設 | 項　目 | 計画諸元 |
|---|---|---|
| ごみ焼却施設 | 処理能力 | 約382t/日　（既存施設：450t/日よりも縮小） |
| | 処理方式 | 今後、複数方式を検討予定 |
| | 処理対象ごみ | 可燃ごみ、浄化槽・し尿処理汚泥 など |
| | 公害防止設備 | 適切な公害防止設備を備えた施設を整備する |
| | 煙突高さ | 59m（環境基準に適合する設計とする） |
| | 運転計画 | 24時間連続運転<br>（夜間の騒音・振動は基準値以下となるよう設計） |
| 破砕・選別施設 | 処理能力 | 約29t/日 |
| | 処理方式 | 破砕・選別処理 |
| | 処理対象ごみ | 可燃性粗大ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ など |
| | 運転計画 | 5時間運転 |
| 稼働目標年度 | | 2034（令和16）年度内 |

# ごみ焼却による熱を利用した発電計画について

（再エネ特措法に基づくFIP認定手続）

# 7 FIP 認定手続について

## FIP制度とは

再生可能エネルギーで発電した電気を、国が定めた固定価格やプレミアム（補助額）を乗せて買い取ることを約束する制度です。

**通常の売電価格より高い価格で売電が可能となる制度**

## FIP認定手続き

事業を適正かつ円滑に行うため、経済産業省が事業計画を審査・認定する。

平成24年のFIT認定制度導入以降、太陽光発電（メガソーラー等）の導入が拡大されましたが、その反面、住民への説明等が不十分で山間部では土砂の流出などのトラブルが発生しました。

そういった事象を踏まえて令和6年4月に法改正された「再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（以降、再エネ特措法）」においては太陽光発電に限らず、当該制度を活用する場合は、再エネ発電事業に対する理解と促進、周辺住民の皆様との信頼を醸成することを目的に、申請前の事前周知措置（説明会等）が法律上の必須要件となりました。

# 8 再エネ発電事業の計画の概要

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第４条の２の３第２項第３号イ〕

## 概要

ごみ処理に伴う廃熱を、再生可能エネルギーとして有効活用します。

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| ①認定申請事業者 | 一宮市 |
| ②電源種 | バイオマス発電（一般廃棄物・ごみ焼却発電） |
| ③設置形態 | 新ごみ処理施設工場棟内設置<br>（蒸気タービン発電機） |
| ④出力 | 10,000kW/h（予定） |
| ⑤実施場所 | 一宮市奥町字六丁山52番地<br>（一宮市環境センター発電所） |
| ⑥災害時の活用可能性 | 活用：有<br>・自立運転機能：有<br>⇒電力供給遮断時においても、ごみ発電により自立運転可能<br>・給電用コンセント：有 |

▼ 現施設のタービン発電機



# 9 再エネ発電事業の計画の概要

## 関係法令の規定の遵守に関する事項

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第４条の２の３第２項第３号ロ〕

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| ①認定申請要件許認可※ | 該当なし |
| ②関係法令手続き状況 | 【手続き中の関係法令】<br>・都市計画決定（都市計画法）<br>・環境影響評価（愛知県環境影響評価条例）<br><br>【今後手続き予定の関係法令】<br>・工事計画届出書（電気事業法）<br>・ばい煙発生施設設置届出書（大気汚染防止法）<br>・水銀排出施設設置届出書（大気汚染防止法）<br>・特定施設設置届出書（ダイオキシン類対策特別措置法）<br>・特定施設設置届出書（水質汚濁防止法）<br>・特定施設設置届出書（下水道法）<br>・特定施設設置届出書（騒音規制法）<br>・特定施設設置届出書（振動規制法）<br>・特定工場新設届出書（工場立地法）<br><br>他にも必要な手続きが発生する場合は適宜手続きを行います。 |

※森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、宅地造成等規制法の一部を改正する法律、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地 の崩壊による災害の防止に関する法律に掛かる許認可

# 10 再エネ発電事業の計画の概要

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第４条の２の３第２項第３号ハ、ニ、ホ〕

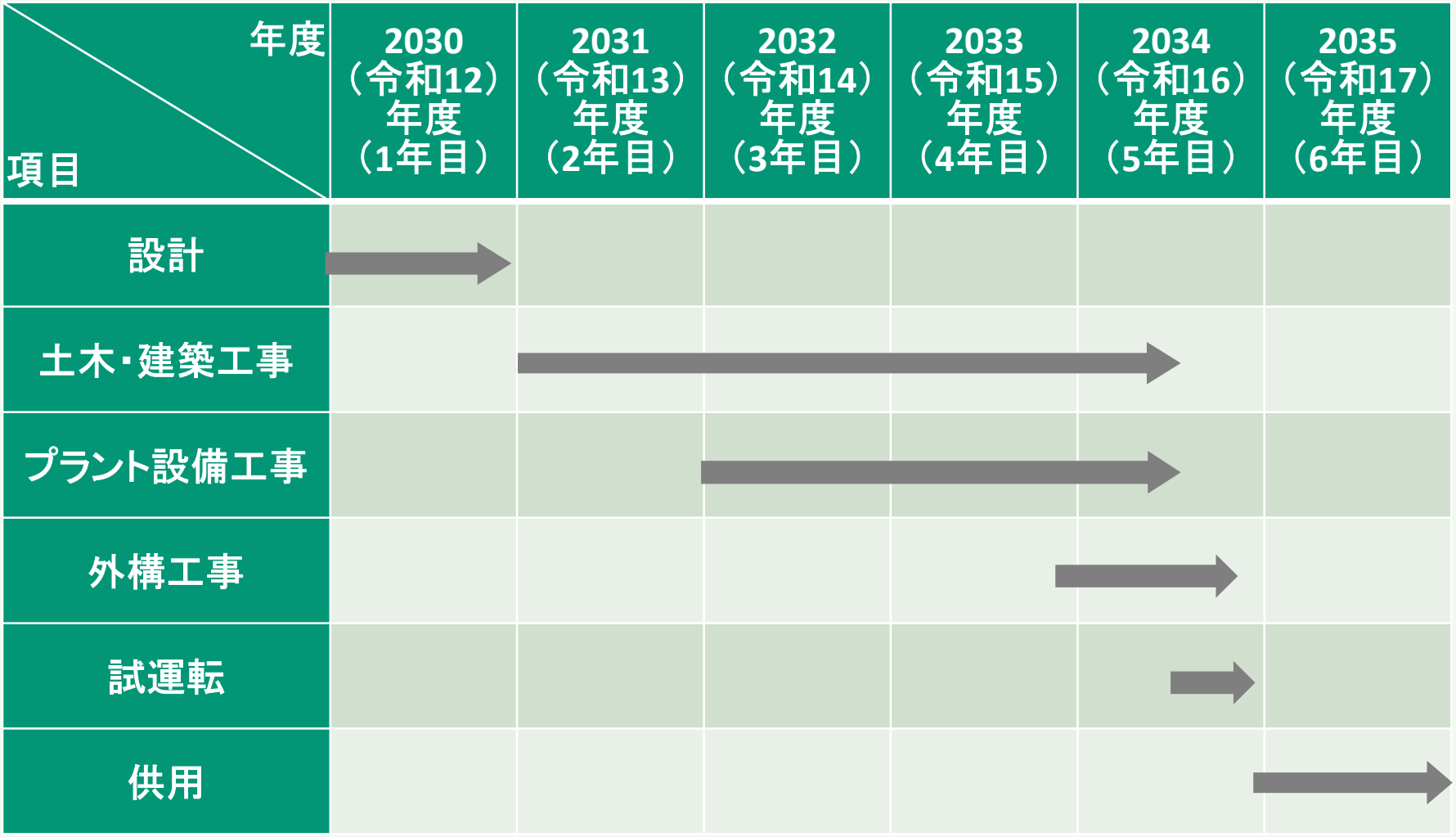
| 項　目 | 内　容 | |
|---|---|---|
| ①再エネ発電設備の設置場所に係る 所有権その他の使用の権原の取得 有無 | 設 置 場 所 | 一宮市奥町字八瀬割13-3、13-6、13-7<br>一宮市奥町字六丁山6-2、6-6 |
| | 所　有　権 | 一宮市 |
| | その他の使用の権原の取得 | 無 |
| ②工事工程表 | 「工事工程表」参照 | |
| ③関係者情報 | 「（仮称）一宮市環境センター発電所　実施体制」参照 | |

11

# 再エネ発電事業の計画の概要

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第4条の2の3第2項第3号ニ〕

## 工事工程表



# 12 再エネ発電事業の計画の概要

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第4条の2の3第2項第3号ホ〕

## （仮称）一宮市環境センター発電所　事業実施体制

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 事業者 | 一宮市長　中野正康 |
| 保守点検責任者（予定） | 一宮市 |
| 主任技術者 | 未定 |
| 保守点検設備と技術者情報 | 発電設備、ボイラー（技術者未定） |
| 委託先その他関係者 | 未定 |
| 主な出資者 | 一宮市（市公金等） |

※未定部分については事業者選定（2029年度）後に確定予定

# 13 事業の影響と予防措置（安全面）

## 安全対策

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第4条の2の3第2項第3号ヘ〕

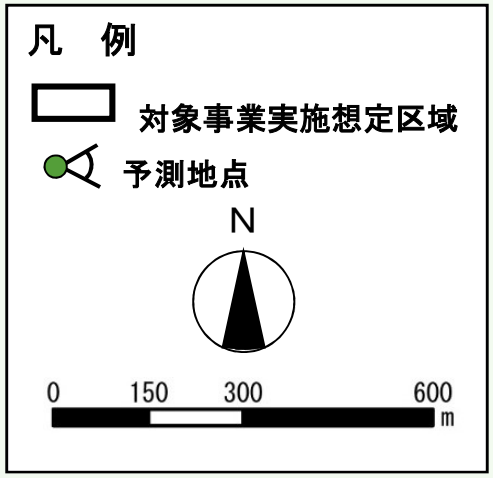
| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| （ア）斜面への設置 | 平地での建設予定のため斜面への設置はありません。 |
| （イ）盛土・切土 | 浸水対策のための盛土の可能性はありますが切土はありません。 |
| （ウ）地盤強度 | 新ごみ処理施設は基礎杭により強固に支持します。 |
| （エ）排水対策 | 雨水は、構内の雨水側溝を通じて速やかに構外へ排出します。 |
| （オ）法面保護・斜面崩落防止策 | 法面および斜面がないため非該当 |
| （カ）防災施設の先行設置 | ごみ処理施設と併行して、水害対策、火災対策等の設備を整備し、ごみ処理を開始する前に、これらの設備を備えます。 |
| （キ）設備設計 | 地質調査結果に基づき、適切な基礎構造を選定します。 |
| （ク）施工後の管理の継続性 | ごみ処理施設は24時間稼働となるため、24時間運転員が常駐し、管理を行います。（事業者は2029年度に決定予定） |
| （ケ）事業終了後の措置 | 事業終了後の措置については、現段階では未定です。 |

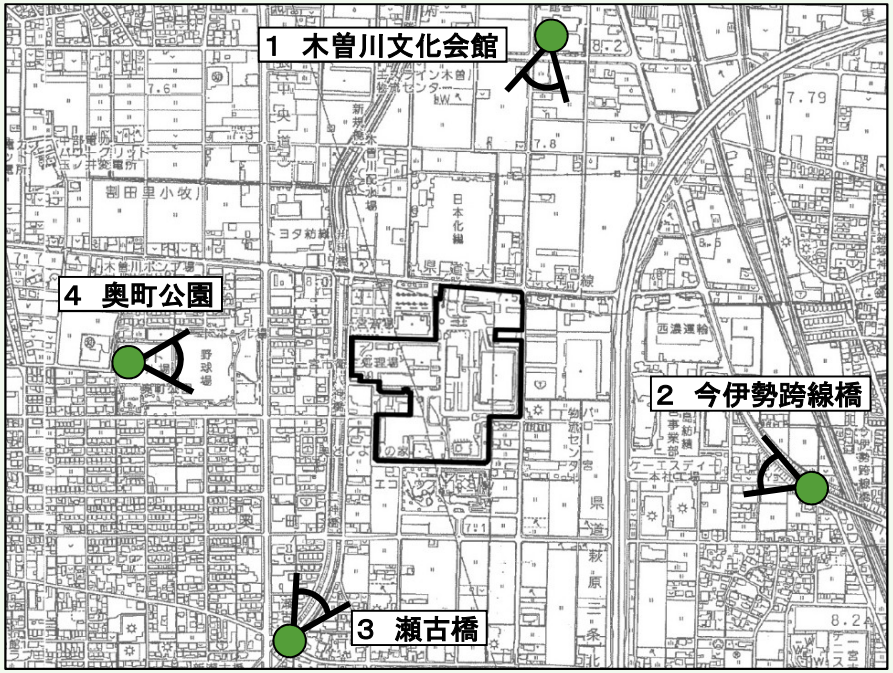
# 14 事業の影響と予防措置（景観面）

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第４条の２の３第２項第３号へ〕

| 項　目 | 内　容 | |
|---|---|---|
| 景　観 | 影響 | 新ごみ処理施設内への設置のため、詳細は決定していませんが、現施設を稼働しながらの建替えとなるため、施設の配置に変更があります。 |
| | 対策 | 出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討するとともに、市条例に基づき、専門家との協議の上、眺望への配慮等を行う予定です。 |

## 予測地点図



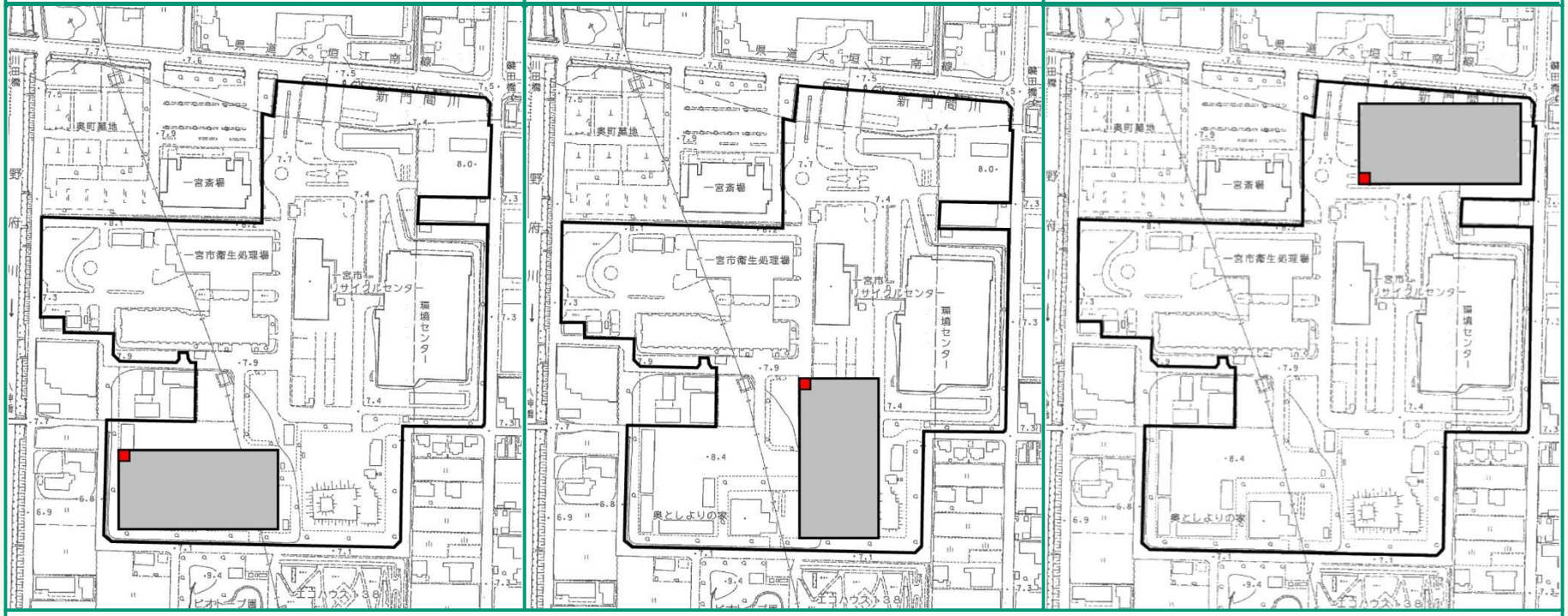
# 15 事業の影響と予防措置（景観面）

## 施設の配置

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第４条の２の３第２項第３号へ〕

### 煙突配置

| Ａ案：敷地南西側配置 | Ｂ案：敷地南東側配置 | Ｃ案：敷地北東側配置 |
|---|---|---|



# 事業の影響と予防措置（景観面）

**施設の存在**　地形改変並びに施設の存在による景観

予測地点　1

## 木曽川文化会館

A案（敷地南西側配置）



B案（敷地南東側配置）



C案（敷地北東側配置）



# 17 事業の影響と予防措置（景観面）

**施設の存在**　地形改変並びに施設の存在による景観

予測地点　2

## 今伊勢跨線橋

A案（敷地南西側配置）



B案（敷地南東側配置）



C案（敷地北東側配置）



# 事業の影響と予防措置（景観面）

**施設の存在**　地形改変並びに施設の存在による景観

予測地点　3

## 瀬古橋

A案（敷地南西側配置）



B案（敷地南東側配置）



C案（敷地北東側配置）



# 事業の影響と予防措置（景観面）

**施設の存在**　地形改変並びに施設の存在による景観

予測地点　4

## 奥町公園

A案（敷地南西側配置）



B案（敷地南東側配置）



C案（敷地北東側配置）



# 事業の影響と予防措置（景観面）

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第４条の２の３第２項第３号へ〕

## 施設の配置による景観

| 計画段階 配慮事項 | 項　目 | | A案（敷地南西側配置） | B案（敷地南東側配置） | C案（敷地北東側配置） |
|---|---|---|---|---|---|
| 景観 | 景観資源及び主要な眺望点への影響 | | なし | | |
| | 眺望景観の影響 仰角 度 | １木曽川文化会館 | 4.1 | 4.6 | 5.8 |
| | | ２今伊勢跨線橋 | 3.8 | 4.3 | 4.2 |
| | | ３瀬古橋 | 7.4 | 6.0 | 4.8 |
| | | ４奥町公園 | 6.3 | 5.3 | 5.1 |

仰角：見上げる角度

圧迫感を受ける目安：10度

**いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないと評価する**

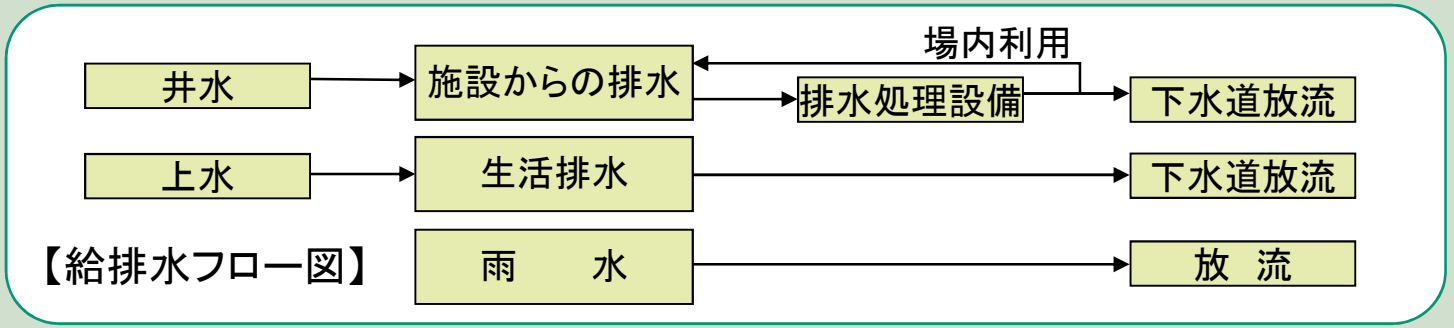
# 21 事業の影響と予防措置（生活環境面）

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第４条の２の３第２項第３号へ〕

| 項目 | 対　　策 |
|---|---|
| (i)騒音・振動 | 【新施設内の騒音・振動】<br>・プラント機器類は、原則として建屋内に設置します。<br>・採用する機器は、低騒音型・低振動型を積極的に選定します。<br>・主要な騒音源となる機器に対しては、室内の天井や壁に吸音材を取り付けるなどの対策を必要に応じて講じます。<br>・主要な振動源となる機器には、独立基礎や防振装置（防振ゴム、スプリング等）を設置し、振動の伝搬を防止します。<br><br>【工事中の騒音・振動】<br>・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。また、集中稼働を避け、効率的運用に努めます。<br>・工事用車両は、より低公害・低燃費車両の使用に努めます。<br>・搬出入車両が短時間に集中しないよう工程管理等を行います。 |

# 22 事業の影響と予防措置（生活環境面）

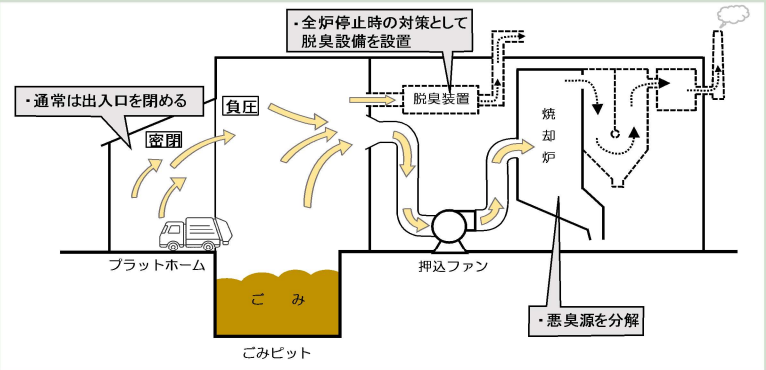
再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第４条の２の３第２項第３号へ〕

| 項目 | 対　策 |
|---|---|
| (ii)水の汚れ・濁り | 【新施設の排水、生活排水及び雨水】<br>・施設からの排水（プラント排水）は処理を行ったのち場内で再利用し、残りは新たに敷設予定の下水道へ放流します。<br>・生活排水は下水道へ放流します。公共用水域への排水は行いません。<br>・雨水は既存と同様に場内の側溝等を通じて野府川へ放流します。<br><br><br>【給排水フロー図】<br>【工事中の排水及び雨水】<br>・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の水路等へ放流します。<br>・アルカリ性排水が発生する場合には、場内でpH調整を行ったのち、既存の水路等へ放流します。 |

# 23 事業の影響と予防措置（生活環境面）

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第４条の２の３第２項第３号ヘ〕

| 項目 | | 対　策 |
|---|---|---|
| (ix)燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響 | 交通 | ・ごみ収集車等の関係車両は、敷地内の待避所や搬入路で収まるよう計画します。<br>・交通量増加への配慮として、今後、交通量調査や対策検討を進めます。<br>・搬入ルートは次頁にて説明します。 |
| | 臭気 | ・通常時のプラットフォームでは車両の出入口扉を閉める等、車両の出入り時以外は外部と遮断できる手法を検討し、臭気の漏えいを最小限に抑えます。<br>・ごみピット内を常に押込ファンを稼働させるなど、臭気が外部へ漏えいすることを防止する措置を講じ、吸引した空気（悪臭源）は、焼却炉内で高温燃焼させることにより熱分解し、脱臭できるようにします。<br>・焼却炉の停止時は、ごみピット内の空気を脱臭装置（活性炭吸着など）へ送り、処理することで臭気の漏えいを防止します。 |

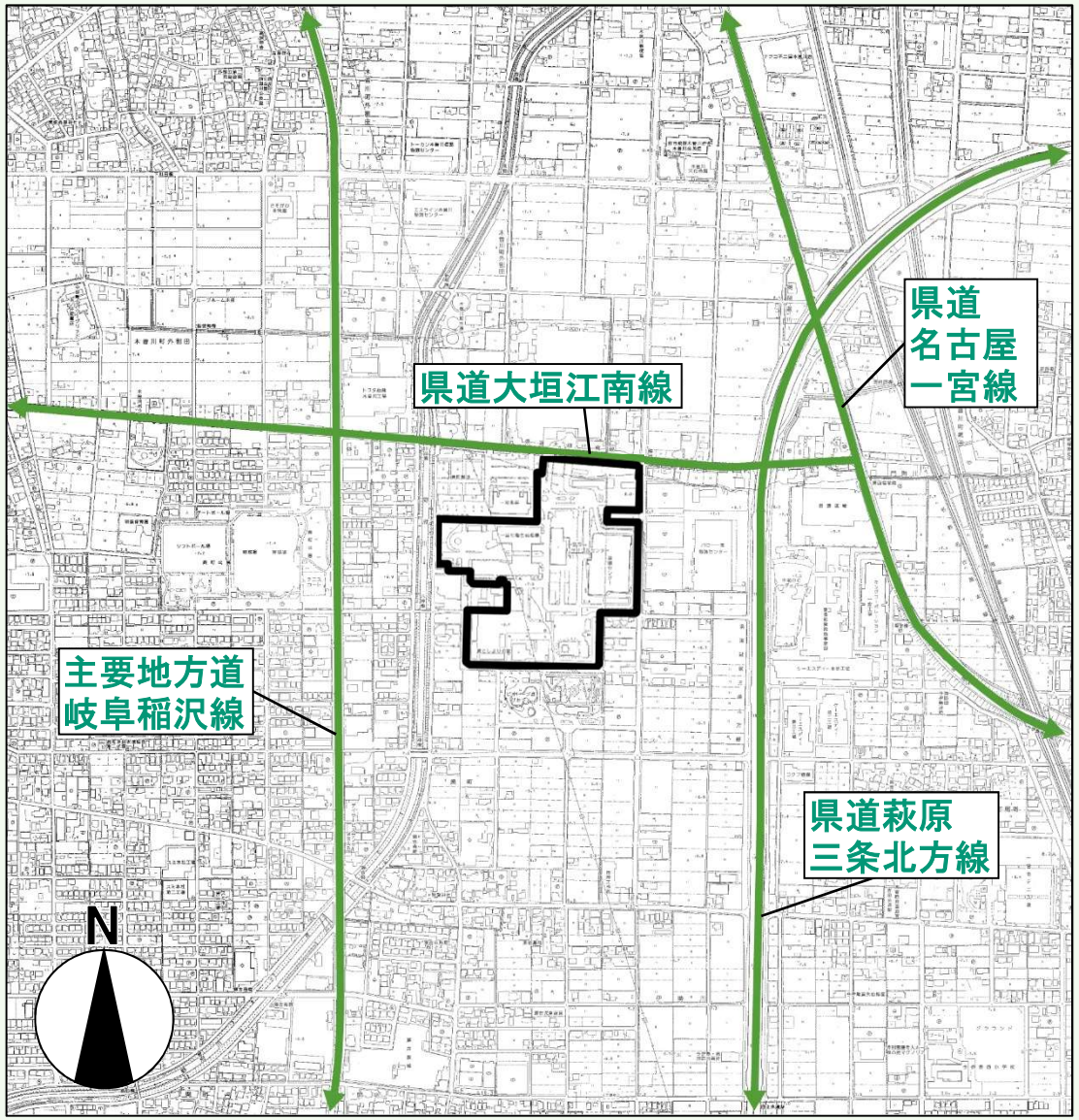


# 24 事業の影響と予防措置（生活環境面）

## 搬入ルート

新ごみ処理施設では一宮市の全域および稲沢市の全域で収集されたごみの搬入が行われます。

稲沢市からの搬入車両は、右図に示す環境センター周辺の主要道路を走行して搬入する計画をしています。



# 25 事業の影響と予防措置（生活環境面）

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第４条の２の３第２項第３号へ〕

| 項目 | | 対　　策 |
|---|---|---|
| (ix)燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響 | ばい煙 粉じん | 【窒素酸化物及びダイオキシン類】<br>・不完全燃焼等がないよう燃焼管理を実施して有害物質の排出抑制を行います。<br><br>【その他の物質及びダイオキシン類の除去】<br>・ろ過式集じん機（バグフィルタ）、薬剤（消石灰や活性炭等）噴霧の併用による<br>排ガスの処理を実施して法基準値を満たします。<br>・上記対策を基本とし、具体的な排ガス処理方法を検討していきます。<br><br>【工事中の対策】<br>・工事中は建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲いを行います。<br>・適宜散水を行って粉じんの飛散を防止します。 |

# 26 環境影響評価に基づく予測（大気質）

**施設の供用**　ばい煙の排出による大気質

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第4条の2の3第2項第3号へ〕

将来濃度は、すべての項目において環境基準を下回っている。

**重大な影響が生じることはないと評価する**

| 項目 | 最大着地濃度地点の将来濃度（年平均値） | 日平均値の2%除外値又は年間98%値 | 環境基準 |
|---|---|---|---|
| 二酸化硫黄（ppm） | 0.0012 | 0.0023 | 1時間値の1日平均値が0.04以下 |
| 二酸化窒素（ppm） | 0.0084 | 0.0172 | 1時間値の1日平均値が0.04から0.06までのゾーン内又はそれ以下 |
| 浮遊粒子状物質（mg/m³） | 0.0142 | 0.0363 | 1時間値の1日平均値が0.10以下 |
| ダイオキシン類（pg-TEQ/m³） | 0.0168 | — | 年間平均値が0.6以下 |

# 27 事業の影響と予防措置（廃棄物の撤去等）

## 廃棄物の撤去等（廃棄費用）

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第４条の２の３第２項第３号ト〕

| 項目 | | 概　要 |
|---|---|---|
| 廃棄費用 | 総額 | 約30億円 |
| | 算定方法 | 直近の同規模他事例の費用を基に算出 |
| | 積立開始時期及び終了時期 | 未定 |
| | 毎月の積立単価 | 未定 |

※直近の同規模事例を基に算出をしており、実際の新施設除却時には物価の上昇等の影響により大幅な価格変動の可能性があります。

# 28 事業の影響と予防措置（廃棄物の撤去等）

## 廃棄物の撤去等（排出見込み量）

再エネ発電事業ガイドラインで定められた説明事項
〔施行規則第４条の２の３第２項第３号ト〕

| 項目 | | | 対　策 |
|---|---|---|---|
| 排出見込量 | 設置時 | 産業廃棄物 | 廃プラ：40t、木くず：100t、紙くず：30t、繊維くず：60t、金属くず40t、ガラス及び陶磁器くず30t、<br>建設汚泥：5,030t、コンクリートがら：230t<br>その他廃材：170t |
| | | 残土 | 掘削残土・浚渫残土等：23,000t |
| | 撤去時 | 産業廃棄物 | 廃プラ：20t、木くず：130t、金属くず4,700t、ガラス及び陶磁器くず1,000t、コンクリートがら：6,200t、その他廃材：60t |
| | | 残土 | 掘削残土・浚渫残土等：0t |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令への遵守体制等 | | | 施工前に発生する種類ごとの発生量及びリサイクル先を整理し、管理する。また、マニフェスト管理により、確実に処分されるまで管理する。 |

※直近の同規模事例を基に算出をしており、新施設の計画により廃棄物量は変更となる可能性があります。

# 新施設建設に伴う
# 環境影響への評価について

# 各種法令手続

## 法令手続の種類

●都市計画法に基づく

**都市計画決定**

●愛知県環境影響評価条例に基づく

**環境アセスメント**

# 都市計画決定について

## 都市施設とは

道路、公園、上下水道、教育文化施設、医療福祉施設など、
都市生活に必要な基本施設であり、都市計画に定めることができる施設のこと。

## 『都市計画法』 第11条（都市施設）

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。　　・・・（中略）・・・

三　水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

## 『都市計画運用指針』（ごみ焼却場）

公益性の高い施設は、都市計画の手続において土地利用や他の都市施設との計画調整を図るとともに関係者間の合意形成を図るため、積極的に都市計画決定することが望ましい。

**一宮市環境センターは、新たなごみ処理施設の整備にあたり、都市計画決定を行う**

- **開かれた手続において地域社会の合意形成を図る**
- **施設整備に必要な区域を明確にすることにより、長期的な視点から整備を計画**

# 環境アセスメントについて

計画段階環境配慮書

↓

環境影響評価方法書

現況調査

予　測

評　価

環境影響評価準備書

↓

環境影響評価書

↓

事業の実施

事後調査

＜本事業は愛知県環境影響評価条例の対象となる＞

【環境影響評価（環境アセスメント）とは】

事業を実施する土地やその周囲の環境を事前に調査し、事業の実施によりどのような影響が発生するのかを予測・評価する。

その結果を公表して、地域の方々や地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえてより良い事業計画を作り上げていこうという手続き。

# 本事業の環境アセスメント手続

**配慮書**

今回

事業計画の複数案を環境面から検討する手続
・施設の配置の複数案
・各案の環境影響(大気質・景観)の予測・評価

**方法書**

環境影響評価を行う方法をまとめた図書

**準備書**

環境影響評価の結果について意見を聴くための準備としてまとめた図書

**評価書**

環境影響評価の結果をまとめた図書

# 複数案の設定

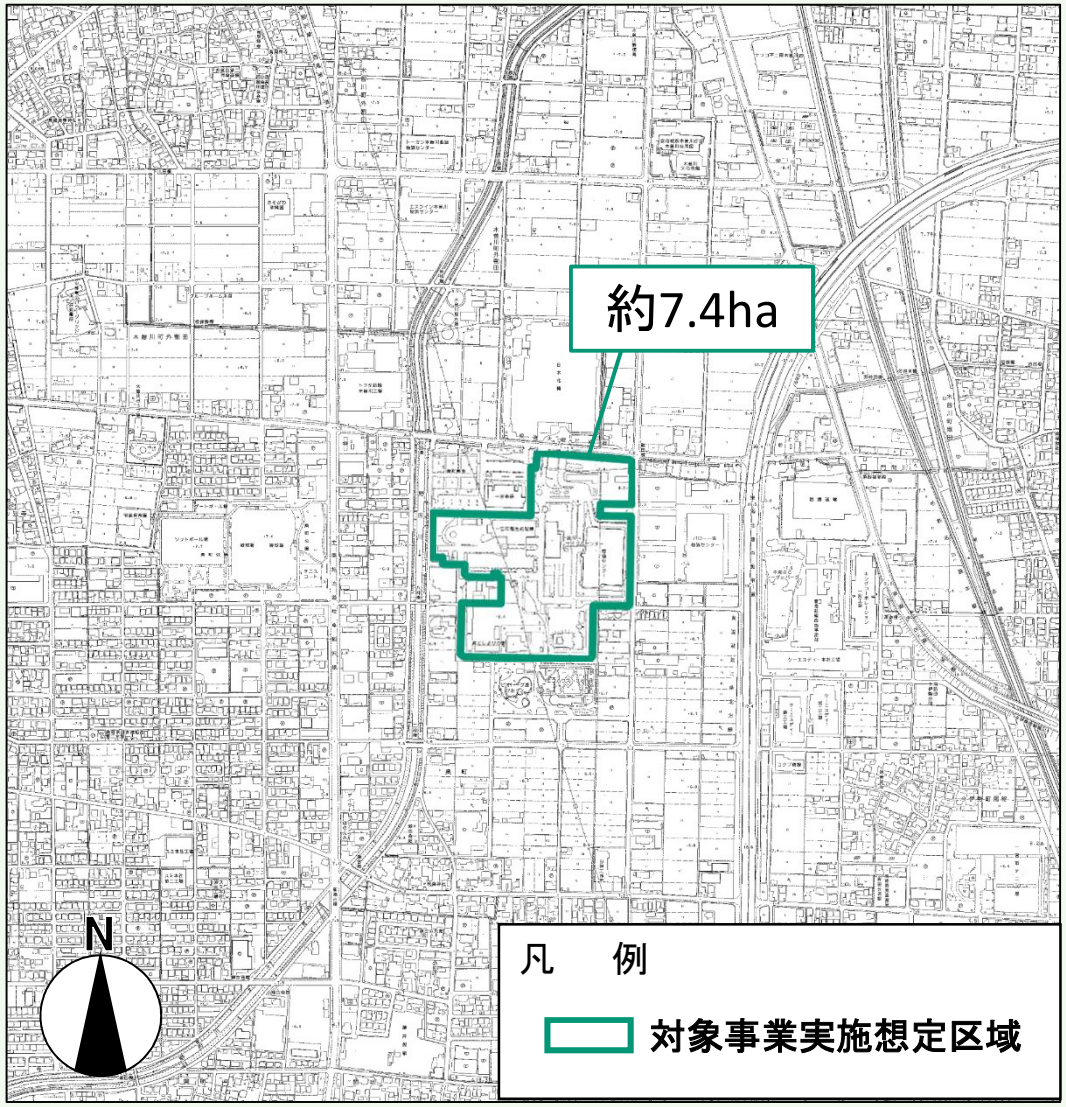
- 対象事業実施想定区域の位置
- 事業の規模（処理能力）
- 施設の規模
- 施設の配置
- 処理方式
- 煙突の高さ

# 対象事業実施想定区域の位置

## 対象事業実施想定区域の位置

一宮市奥町字六丁山

地内ほか



# 事業の規模・施設の規模

## 事業の規模（処理能力）

**約382t/日**

## 施設の規模

| 項　目 | | 規　模 |
|---|---|---|
| 建　屋 | 縦（短辺） | 57m |
| | 横（長辺） | 115m |
| | 高さ | 40m |

メーカーへのヒアリング結果や類似事例などを参考に設定している。

# 施設の構造等

## 処理方式

今後専門家等により構成する委員会において検討を行うこととしているため、処理方式の複数案は設定せず、どの処理方式でも対応可能な計画内容を前提とする。

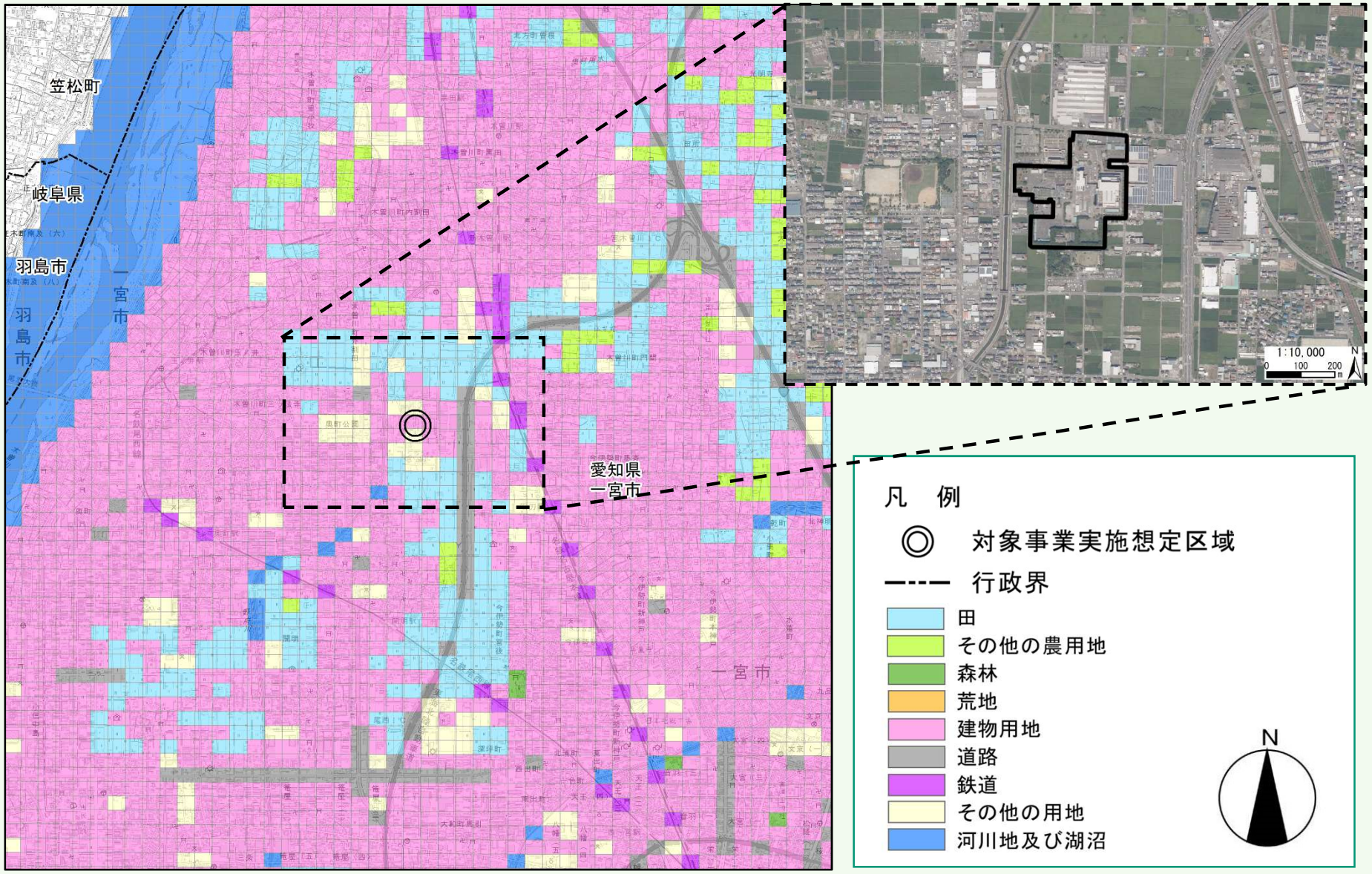
## 煙突の高さ

これまで環境面で問題が生じていないことや、煙突を高くすることによるコストや景観面への影響等を勘案し、既存施設と同様の59mの1案とする。

# 複数案のまとめ

| 複数案 | | 内容 |
|---|---|---|
| 施設の配置 | Ａ案 | 敷地南西側配置 |
| | Ｂ案 | 敷地南東側配置 |
| | Ｃ案 | 敷地北東側配置 |

# 39 対象事業実施想定区域及びその周囲の概況



# 調査・予測及び評価結果の概要

# 計画段階配慮事項の選定

事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえて、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある項目として、大気質と景観を選定した。

| 環境要素の区分 ＼ 影響要因の区分 | | 土地又は工作物の存在及び供用 | |
|---|---|---|---|
| | | 地形改変並びに施設の存在 | ばい煙の排出 |
| 大気質 | 硫黄酸化物 | | ● |
| | 窒素酸化物 | | ● |
| | 浮遊粒子状物質 | | ● |
| | 有害物質等 | | ● |
| 景　観 | 景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観 | ● | |

# 総合評価

## 対象計画案による比較

| 項　目 | | A案<br>（敷地南西側配置） | B案<br>（敷地南東側配置） | C案<br>（敷地北東側配置） |
|---|---|---|---|---|
| 大気質 | | いずれの対象計画案においても同様の値となり、施設配置の複数案による違いはない。 | | |
| 景観 | 眺望景観への影響（仰角） | 配置の複数案では、景観1から景観4で影響の小さくなる配置案が異なる。また、すべての地点において圧迫感を受ける目安である10度を下回っている。 | | |

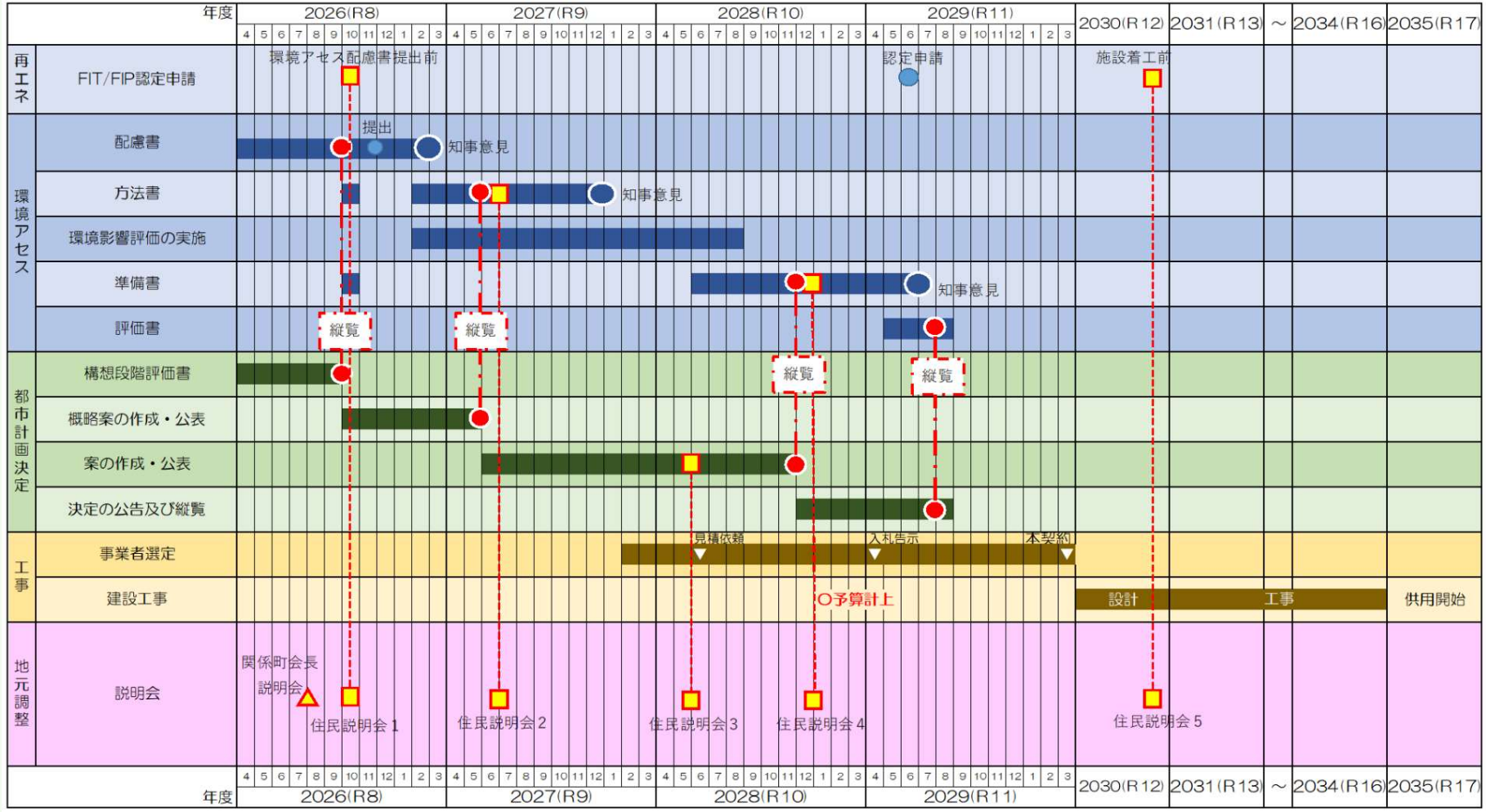
# 総合評価

## 重大な影響の有無

| 項　目 | | A案<br>（施設南西側配置） | B案<br>（施設南東側配置） | C案<br>（敷地北東側配置） |
|---|---|---|---|---|
| 大気質 | | 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。 | | |
| 景観 | 景観資源及び主要な眺望点への影響 | 景観資源及び主要な眺望点の改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。 | | |
| | 眺望景観への影響（仰角） | 施設の詳細な計画にあたっては、出来る限り影響を低減するように計画条件を検討することから、重大な影響が生じることはないと評価する。 | | |

# 今後のスケジュール

# 事業全体のスケジュール



# 今後の説明会スケジュール

本説明会

**1　事業概要、環境への影響や再エネ発電事業の計画について**
**2026（R8）年10月17日(土)開催**

施設の焼却による熱を利用した発電計画について説明します。
合わせて、ごみ処理施設の建設の必要性、広域化の必要性、スケジュールについて説明します。

**2　環境影響評価方法書　2027（R9）年6月中旬～7月中旬**

「環境影響評価方法書」の公告・縦覧期間中に、内容を説明します。

**3　都市計画の素案　2028（R10）年5月中旬～6月中旬**

ごみ処理施設建設に伴う「都市計画」を説明し、意見を伺います。

**4　環境影響評価準備書及び再エネ発電事業の計画について**
**2028（R10）年12月中旬～2029（R11）年1月中旬**

「環境影響評価準備書」の公告・縦覧期間中に、内容の説明します。

**5　再エネ発電事業による影響等　2030（R12）年末ごろ**

環境影響評価の手続を踏まえて、施設が及ぼす影響とその予防措置について説明します。

# ご清聴ありがとうございました



一宮市環境センター

一　宮　市

# 質疑応答



一宮市環境センター

一　宮　市

# 説明会開催後のご質問について

●提出方法：メール、郵送、持参

●提出期限：2026年11月2日まで

●提 出 先 ：〒491-0201　一宮市奥町字六丁山52番地

一宮市環境部施設管理課施設建設準備室

kjunbi@city.ichinomiya.lg.jp

一　宮　市